

令和8年度認定基準の考え方

世帯例：3人世帯（持家：大人43歳、中学生13歳、小学生10歳）

収入	給与収入	3,870,000	
	児童扶養手当	327,720（加算します）	
	社会保険料	578,952（控除します）	
<hr/>			
計		3,618,768] 比較 → 認定
算出した額		3,620,415	

生活保護の基準額を参考に算出した額

項目	金額
生活扶助	2,976,570
教育扶助	342,645
住宅扶助	0
障害者加算	0
母子加算	301,200
合計	3,620,415

- ※ 令和7年中の世帯の給与収入・営業収入・年金収入・その他収入・児童扶養手当の合計から社会保険料等を差し引いた額が生活保護の基準額を参考に算出した額を下回れば認定となります。
- ※ 営業収入については、確定申告の収入額から一定の控除を行います。
- ※ 持家の場合の目安を示しています。借家の場合、年間の家賃の金額（月額53,000円を上限）を上記の算出した額に含めます。
- ※ 世帯状況、人数、年齢等によって上記の算出した額は変わります。個々の額を事前にお応えすることはできませんので、ご了承ください。